

青森県果報

第二千三百三十二号

平成十五年二月五日(水曜日)

目次

告 示

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正	(総務学事課)	一
種畜の臨時検査の施行	(畜産課)	一
飼料の試験の結果の概要	(同)	二
家畜伝染病の発生	(同)	二
保安林の指定解除予定	(林政課)	二
右 同	(同)	三
公有水面埋立ての免許の出願の要領	(漁港漁場整備課)	三
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(同)	四
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更	(経理課)	四
公 告		
青森県立保健大学清掃作業等の委託に係る一般競争入札	(健康福祉課)	五
青森県立保健大学情報システム保守業務に係る一般競争入札	(同)	六
肥料登録の失効	(農林水産政策課)	七
換地処分	(農村整備課)	七

告 示

告 示

青森県告示第六十八号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号(公印の印影を印刷することができる文書)の一部を次のように改正する。

平成十五年二月五日

青森県知事 木 村 守 男

第五十三号を第五十四号とし、第十九号から第五十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 青森県立保健大学に係る卒業証書・学位記

青森県告示第六十九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により公表する。

平成十五年二月五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 検査家畜の種類
- 種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬
- 二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成一五・二・一八	八戸市大字尻内町字蛇ノ沢一 山内正孝 畜舎

青森県告示第七十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）

第二十一条第一項の規定により平成十五年一月十四日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十五年二月五日

青森県知事 木村守男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他 の査 水分 %	
有限会社丸三浦商店 八戸市市川町字下場49-7	回 左	60%フイツシユニール	15.1	65.0	10.1				0.1	15.6	0.1					8.0	
丸光水産株式会社 本社工場 八戸市諏訪二丁目26-16	回 左	55%フイツシユニール	15.1	59.2					14.5	0.1						7.9	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第七十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年二月五日

青森県知事 木村守男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生 の場所又は区域	発 生 日 月 年
ヨーネ病	牛	患者	一	上北郡天間林村 西津軽郡車力村	平成 一五・一・三

青森県告示第七十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年二月五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 解除予定保安林の所在場所
上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年二月五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 解除予定保安林の所在場所
上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十五年一月二十一日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規

定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年二月五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
 - 1 出願人の住所及び名称
青森市長島一丁目一の一
青森県
 - 2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目一の一
青森県知事 木村守男
- 二 埋立区域
 - 1 位置
三沢市港町一丁目三から五の地先公有水面
 - 2 区域
次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
 - の地点 三沢市鹿中二丁目五八の一三七に設置された三等三角点(大津)(北緯四〇度四〇分五六秒・五四一九、東経一四一度二五分三〇秒・七四一三)から一二二度二六分五五秒一、四五四・二五七メートルの地点
 - の地点から三四六度三一分一五秒二一・九九一メートルの地点
 - の地点から七六度三三分五五秒四九・九九一メートルの地点
 - の地点から一六六度三三分五五秒一七・七五五メートルの地点
 - の地点から七六度三三分五五秒一〇・五二〇メートルの地点
 - の地点から三四六度三三分五五秒一四・五七五メートルの地点
 - の地点から七六度三三分五五秒三〇・〇〇〇メートルの地点
 - の地点から一六六度三三分五五秒二七・三八五メートルの地点
 - の地点から七六度三三分五五秒一〇・三五〇メートルの地点
 - の地点から一六六度三三分五三秒一四・九四〇メートルの地点

3 面積
五、五八九・二五平方メートル

の地点 地点から二五六度三分五五秒一五〇・八〇二メートルの地点
の地点 地点から三四六度二八分〇四秒二三・五一四メートルの地点

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

三沢市港町一丁目一、三から五及び八の地内、並びに港町一丁目一、三から五の地先公有水面

2 区域

次のイの地点からチの地点までを順次に直線で結んだ線及びチの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 三沢市鹿中二丁目五八の一三七に設置された三等三角点(大津)(北緯四〇度四〇分五六秒・五四一九、東経一四一度二五分三〇秒・七四一三)から一二五度四一分〇六秒一、四七八・一〇四メートルの地点
- ロの地点 イの地点から三四六度四九分〇〇秒一四二・四七六メートルの地点
- ハの地点 ロの地点から七六度三分五五秒一五四・八一三メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から三四六度三分五五秒四二・〇五〇メートルの地点
- ホの地点 ニの地点から七六度三分五五秒一三〇・〇〇〇メートルの地点
- ヘの地点 ホの地点から一六六度三分五五秒五〇・五三八メートルの地点
- トの地点 ヘの地点から一九六度一分三七秒七〇・二二三メートルの地点
- チの地点 トの地点から一六六度三分四二秒七二・九五五メートルの地点

3 面積

四二、四九一・四九平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第七十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十三年十二月二十八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十五年一月二十九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第一項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで佐井村役場に備え置いて縦覧に供される。

平成十五年二月五日

青森県知事 木村守男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 認可を受けた者の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字佐井字矢越六八の五、六八の一、六八の二及び六八の三の地先公有水面

2 区域

次の 地点から 地点までを順次に結んだ線及び 地点と 地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・六四二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 下北郡佐井村大字佐井字矢越地内に設置された「二等三角点 矢越」(北緯四一度二四分四〇秒、東経一四〇度五一分一五秒)から三〇七度五九分一五秒一、〇七四・二二八メートルの地点

3 面積

七四九・〇五平方メートル

青森県告示第七十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり

変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十五年二月五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 売りさばき人の住所及び名称
八戸市北白山台二丁目二の六
株式会社ふじや

二 変更内容

- 1 変更前の住所及び売りさばき場所
八戸市大字根城字白山平一四の一
- 2 変更後の住所及び売りさばき場所
八戸市北白山台二丁目二の六

公 告

青森県立保健大学清掃作業等の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年二月五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる作業の委託

- 1 作業名 青森県立保健大学清掃作業等業務委託
 - 2 作業内容 入札説明書による。
 - 3 作業期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで
 - 4 作業場所 青森県立保健大学（青森市大字浜館字間瀬五八の一）
- 二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号（物品等の競争入札参加資格）、平成十四年一月九日青森県告示第七号（物品等の競争入札参加資格）、平成十四年二月一日青森県告示第四十三号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十五年一月三十一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

- 3 入札書の提出期限の日から開札の日までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

- 4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第六号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市大字浜館字間瀬五八の一
青森県立保健大学事務局総務課

電話 〇一七 七六五 二〇〇五

- 2 入札書の提出期限

平成十五年三月二十七日 午後四時

- 3 開札の場所及び日時

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学管理・図書館棟 二階大会議室

平成十五年三月二十八日 午前十時

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三条及び第五百九条の規定による。

五 契約書の取り交わしの時期

平成十五年四月一日

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

七 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札手続の停止等
平成十五年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

- 1 Service to be required:
Cleaning of Aomori University of Health and Welfare
- 2 Fulfillment period:
From April 1, 2003 through March 31, 2004
- 3 Time Limit for tender:
4:00 p.m. March 27, 2003
- 4 Contact point for the notice:
Aomori University of Health and Welfare
58-1 Mase Hamadate
Aomori City, Aomori 030-8505
Japan
TEL. 017-765-2005

青森県立保健大学情報システム保守業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年二月五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる業務の委託
 - 1 青森県立保健大学情報システム保守業務
 - 2 業務内容 入札説明書による。
- 二 委託期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで
- 三 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号(物品等の競争入札参加資格)、平成十四年一月九日青森県告示第七号(物品等の競争入札参加資格)、平成十四年二月一日青森県告示第四十三号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十五年一月三十一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により役務の提供を受ける契約についてAの等級に格付けされた者であること。
 - 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 四 入札書の提出場所等
 - 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市大字浜館字間瀬五八の一
青森県立保健大学事務局企画情報課
電話 〇一七 七六五 二〇〇九
 - 2 入札書の提出期限
平成十五年三月二十七日 午後五時
 - 3 開札の場所及び日時

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学管理・図書館棟 二階大会議室

平成十五年三月二十八日 午前十一時三十分

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。

六 契約書の取り交わしの時期

平成十五年四月一日

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札手続の停止等

平成十五年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1. Contents of the proposed commission:

Maintenance of Information Systems Networking at Aomori

University of Health and Welfare.

2. Time limit for tender:

5:00 p.m. on March 27, 2003.

3. Contact point for the notice:

Aomori University of Health and Welfare

58-1 Mase Hamadate

Aomori city, Aomori 030-8505

Japan

TEL. 017-765-2009

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十五年二月五日

青森県知事 木村守男

登録番号 青森県第 二七九号	肥料の種類 魚かす粉末	肥料の名称 六・〇魚か す粉末	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇	その他の 規格 なし	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 秋田県秋田市 太平物産株式 会 秋田三丁目三 の 一
----------------------	----------------	-----------------------	---	------------------	--

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、富ノ沢地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十五年二月五日

青森県知事 木村守男

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭